

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条生活保護法関係の項第19号中「第81条の3」を「第81条の4」に改め、同条生活困窮者自立支援法関係の項第4号中「第7条第2項第2号」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。